

## 一般社団法人日本ロボット学会 会誌編集委員会規程

2011年12月16日理事会制定  
2013年11月14日理事会改訂  
2014年1月17日理事会改訂

### (設置)

第1条 本会定款第42条により会誌編集委員会を置く。

### (目的および業務)

第2条 会誌編集委員会（以下委員会という）は、会誌の発行をすることを目的とし以下の業務を行う。

- (1) 編集の企画、立案
- (2) 投稿論文（総合論文、学術・技術論文、解説論文、研究速報、討論）の査読
- (3) 一般記事（随想、展望、解説、会報、国際会議報告など）の査読
- (4) その他会誌の編集に関する事項

### (委員長および副委員長)

第3条 委員会に委員長および副委員長各1名をおく。委員長は本会定款第42条3項により、理事会の決議を経て理事の中から会長が委嘱する。副委員長の委嘱もこれに準じる。委員長および副委員長の任期は1年とする。

### (委員)

第4条 委員会は会員から選ばれた90名程度の委員によって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。委員会に幹事若干名をおくことができる。幹事は委員長が委員の中から選び委嘱する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。なお、継続は妨げない。

### (招集)

第6条 委員会は委員長が招集する。

### (論文査読小委員会)

第7条 委員会は、第2条2の業務である投稿論文査読のために委員会の中に論文査読小委員会を置く。論文査読小委員会規則を別に定める。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、会誌理事が提案し理事会の承認を得て行う。

### 附則

1. この規程は2011年12月16日より実施する。
2. この規程は2013年11月14日より改訂実施する。
2. この規程は2014年1月17日に改訂され、2014年3月17日より実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会会誌編集委員会規程」の正文であることを確認する。

2014年1月17日

署名

印